

## 第 4 2 号議案

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、官民均衡を図るため、必要な規定を定めること。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。